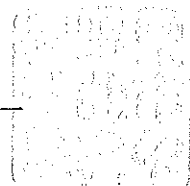


千曲市告示第47号

千曲市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修 一



千曲市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年千曲市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「対象講座」を「対象となる講座（以下「対象講座」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（給付金の区分、種類及び支給額）

第4条 給付金の区分、種類及び支給額は、次の表のとおりとする。

区分	種類	支給額
通信制の場合	受講開始時給付金	支給対象者が対象講座の受講を開始した場合に、当該対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額（ただし、10万円を上限とする。）
	受講修了時給付金	支給対象者が対象講座の受講を修了した場合に、当該対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額から当該対象講座に係る受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額（ただし、当該対象講座に係る受講開始時給付金の支給額と当該受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合は、当該合計額が12万5千円となる額）
	合格時給付金	受講修了時給付金の支給を受けた者が対象講座の受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額（ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計が15万円を超える場合は、当該合計額が15万円となる額）
通学又は通学及び通信	受講開始時給付金	支給対象者が対象講座の受講を開始した場合に、当該対象講座の受講のために支払った費用の40%に

制を併用の 場合	受講修了時給付金	相当する額（ただし、20万円を上限とする。） 支給対象者が対象講座の受講を修了した場合に、当該対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額から当該対象講座に係る受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額（ただし、当該対象講座に係る受講開始時給付金の支給額と当該受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合は、当該合計額が25万円となる額）
	合格時給付金	受講修了時給付金の支給を受けた者が対象講座の受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額（ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計が30万円を超える場合は、当該合計額が30万円となる額）

2 前項の規定にかかわらず、受講開始時給付金は、対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額が4,000円を超えない場合は、支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、受講修了時給付金は、対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額が4,000円を超えない場合は、支給しない。

様式第1号中

「

(備 考)

」を

「

(備 考)受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。

」に、

「
3 受講開始時給付金の対象となるのは、入学料及び受講料の3割相当額（7

万5千円を限度)です。

- 4 受講修了時給付金の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額)(受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて10万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の2割相当額(受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。

」を

- 3 受講開始時給付金の対象となるのは、入学料及び受講料の40%相当額(受講方法が通信制の場合は10万円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円を限度)です。

- 4 受講修了時給付金の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の50%相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額)(受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて受講方法が通信制の場合は12万5千円、通学及び通信制を併用する場合は25万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の10%相当額(受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて受講方法が通信制の場合は15万円、通学および通信制を併用する場合は30万円を限度)です。

」に

改める。

様式第2号中

- 2 受講開始時給付金の対象となるのは、入学料及び受講料の合計3割相当額(7万5千円を限度)です。
- 3 受講修了時給付金の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額)(受講開始時給付金と併せて10万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の2割相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。

」を

- 2 受講開始時給付金の対象となるのは、入学料及び受講料の合計40%相当額(受講方法が通信制の場合は10万円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円を限度)です。

- 3 受講修了時給付金の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の50%相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて受講方法が通信制の場合は12万5千円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の10%相当額（受講修了時給付金と併せて受講方法が通信制の場合は15万円、通学又は通学及び通信制を併用する場合は30万円を限度）です。

」に

改める。

附 則

この告示は、令和6年3月25日から施行し、この告示による改正後の千曲市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。